

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和元年 8月 9日 10時 00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 農地利用配分計画案に関する意見について

議案第 6号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 7号 非農用地区域設定に係る意見決定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 10名
欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	欠
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	出	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	欠	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和元年8月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は9番山本一彦委員と、10番我毛真一委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。3件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から3を、議案書をもとに朗読」全3件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 通り番1と2について説明いたします。

通り番1について、譲渡人■■■■■■■■■■は耕作管理が出来ないとの事で譲受人■■■■■■■■■■に贈与するものです。■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■は親子関係にあります。

当初の相談の内容と、地区審査会の内容については相違がありますので、通り番1について今回は否決にしたいと考えます。

通り番2について、譲渡人■■■■■■■■■■は耕作管理が出来ないとの事で譲受人■■■■■■■■■■に贈与するものです。場所は■■■■■■■■■■より100m東側の農地です。■■■■■■■■■■の所有の農地は実際は井戸がありますが、荒れているためそこも含めて■■■■■■■■■■が管理をすることです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1と2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は通り番1については否決、通り番2については賛成という意見ですが、その他の委員の意見、質問はありませんか。

7番委員 通り番1について今回は否決ということで、次回また再審査となるんですかね。

6番委員 そうです。再度審査したいと考えています。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

2番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、申請農地は空き家に付随した農地として指定を受けている場所です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入するものです。場所は合河の以前今石ストアがありました裏の農地です。現在その農地は [REDACTED] が管理をしている所であり特に問題はないものと思われます。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませぬか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1は否決し、通り番2と3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1は否決、通り番2と3については原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、場所は申請人 [REDACTED] の自宅前の農地です。[REDACTED] の自宅に入るための敷地が狭いため、農地を分筆し進入路を拡幅するための申請です。現地は集落に接続して造成されるため特に問題はないものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませぬか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。
通り番1について、譲渡人 [] の農地は譲受人 [] が購入し、自社の資材置き場として利用するものです。場所は恒富池の南側の農地です。以前その農地は東氏が耕作をしていましたが、隣接地が小石組の資材置場となっており、石が落ちてきて耕作出来なかった経緯があるようです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

9番委員 事業されている方が農地を資材置場として利用しているようですが、このような石が隣接農地に落ちてくる等について対策は何かされているのですか。

局長 転用許可の添付資料に被害防除の提出が求められています。県や市も確認はしています。またそのような事案が発生した場合は農業委員会の方から指導はできます。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

3番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。
通り番2について、譲渡人 [] の農地を譲受人 [] が購入し、太陽光発電設備を設置するものです。場所はゆめマートから北に100m付近の農地です。申請地は三面を宅地で囲まれており、全面道路も2車線で交通量も多く道を挟んだ反対側の農地とは明らかに耕作状況が違います。また農地としては生産性も低いので特に問題ないものと思われれます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から2について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転及び利用権設定の関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について、農地中間管理機構を通した貸借権設定ですが、地元の委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 これについてご意見はありませんか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号農用地利用配分計画(案)に対する意見決定については原案通り可決して県に意見を進達いたします。

議長 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は1件でございます。
「議案第6号、非農地証明交付申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第6号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

7番委員発言 場所は角田の湯ノ川内地区にあります京築地区水道企業団についてです。平成5年に京築地区水道企業団が農地を取得し施設を建設しました。この際登記地目は農地のままであり現在まで20年以上が経過しております。このため今回現況に沿って変更

申請がなされました。特に問題も無いものと考えます。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第6号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は非農地として判断しておりますが、その他委員の意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号非農地証明交付申請の承認について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第7号 非農用地区域設定に係る意見決定についてですが、久路土のほ場整備地区の関係です。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第7号非農用地区域設定に係る意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第7号については原案とおりに可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって8月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 元 年 8月 2/ 日

議 長 松本克己 

9番委員 山本一彦 

10番委員 我毛真一 

松本

松本

松本